令和 4年10月24日

(株) コタニ

小谷　惠助　様

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

特定　建設業の許可について（通知）

令和　4年　9月 22日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許可番号	兵庫県知事　許可（特－4）第 551292 号
許可の有効期間	令和 4年11月11日から 令和 9年11月10日まで
建設業の種類	

土木工事業
大工工事業
とび・土工工事業
屋根工事業
鋼構造物工事業
舗装工事業
板金工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
建具工事業
解体工事業

建築工事業
左官工事業
石工事業
タイル・れんが・ブロツク工事業
鉄筋工事業
しゆんせつ工事業
ガラス工事業
防水工事業
熱絶縁工事業
水道施設工事業

注）　許可の更新申請を行う場合の書類提出期限　；　令和 9年10月 11日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）